

中小企業者（会社及び個人事業者）等の定義

- 1 本事業において、申請の対象となる中小企業者（会社及び個人事業者）等は、以下のとおりとする。
 - ①中小企業基本法で定義される中小企業者（会社及び個人事業者）
 - ②企業組合、協業組合、事業協同組合、商工組合、協同組合連合会、その他特別の法律により設立された組合及びその連合会
 - ③上記②に類する団体で、市長が特に認めたもの

- 2 上記1に該当する事業者であっても、下記の事業者については申請の対象外とする。
 - ① 納期限が到来している神戸市税（法人税、固定資産税等）の滞納または未申告がある事業者
※神戸市への補助金申請時に、「神戸市税に関する誓約書兼調査に関する承諾書」をご提出いただきます。
 - ② 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団等の反社会的勢力に関係する事業者
 - ③ その他本事業の目的・趣旨から適切でないと神戸市が判断する事業者